

○仙台市環境影響評価審査会の組織及び運営に関する規則

平成一一年二月九日

仙台市規則第一号

改正 平成一二年三月規則第四八号

平成一四年三月規則第二二号

平成二一年三月規則第二六号

平成二七年四月規則第七〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）第四十六条第六項の規定に基づき、仙台市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(会長及び副会長)

第三条 審査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、環境の保全及び創造について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門調査員)

第五条 審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、環境の保全及び創造について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項について、審査会の会議に出席し、意見を述べることができる。

4 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第六条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第七条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、事業者等（都市計画決定権者及び法対象事業者等並びに港湾管理者を含む。）その他関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第八条 審査会は、必要に応じ、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門調査員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を統括し、会議の経過及び結果を審査会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前二条の規定は部会について準用する。この場合において、第六条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第二項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会員」と、同条第三項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会員」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、環境局環境部環境共生課において処理する。

(平一二、三・平一四、三・平二一、三・平二七、四・改正)

(委任)

第十条 この規則に規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平一二、三・改正）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平一四、三・改正）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平二一、三・改正）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平二七、四・改正）

この規則は、公布の日から施行する。